

生活安全企画課

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
			決裁	専決			
根拠法令	条項号	事務の内容	公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
古物営業法（昭和24年法律第108号）	第3条	古物営業の許可				○	
	第4条	古物営業の不許可	○				
	第5条第1項	許可申請書の受理					○
	第5条第2項	許可証の交付				○	
	第5条第3項	不許可の通知				○	
	第5条第4項	許可証の再交付					○
	第6条第1項	許可の取消し	○				
	第6条第2項	簡易取消し	○				
	第7条第1項及び第2項	変更の届出書の受理					○
	第7条第5項	許可証の書換え					○
	第8条第1項	古物営業の廃止，許可の取消し又は許可証の再交付後の亡失した許可証の発見若しくは回復に係る許可証の返納の受理					○
	第8条第3項	許可証の交付を受けた者の死亡又は法人の合併による消滅に係る許可証の返納の受理					○
	第8条の2第1項	公衆の閲覧				○	
	第8条の2第2項	変更事項の補正				○	
	第10条第1項	古物市場主の経営する古物市場以外における競り売りの届出の受理					○
	第10条第3項	売却する古物に関する事項					○

		を電気通信回線に接続して 行う自動公衆送信により公 衆の閲覧に供し、その買受 けの申込みを国家公安委員 会規則で定める通信手段に より受ける方法を用いる競 り売りの届出の受理					
第10条の2第1 項	古物競りあっせん業者の営 業開始の届出書の受理						○
第10条の2第2 項	古物競りあっせん業者の廃 止又は変更の届出書の受理						○
第13条第4項	管理者の解任の勧告						○
第14条第1項	仮設店舗の届出の受理						○
第21条の5第1 項	古物競りあっせん業者に係 る業務の実施の方法の認定			○			
	古物競りあっせん業者に係 る業務の実施の方法の不認 定	○					
第21条の6第1 項	古物競りあっせん業を外国 で営む者に係る業務の実施 の方法の認定			○			
	古物競りあっせん業を外国 で営む者に係る業務の実施 の方法の不認定	○					
第23条	古物商又は古物市場主に対 する指示					○	
第24条	古物商又は古物市場主に対 する営業の許可の取消し又 は営業の停止	○					
第25条第1項	聴聞の実施					○	
第25条第2項	聴聞の実施の通知及び公示					○	
第26条	情報の提供						○
古物営業法施行規則 (平成7年国家公安 委員会規則第10号)	第4条第1項	許可証の再交付申請書の受 理					○
	第4条の2	公告の方法				○	

第5条第9項	許可証の書換申請書及び許可証の受理					○
第6条	変更後の規約の提出の受理					○
第7条	返納理由書の受理					○
第8条第1項	古物市場主の経営する古物市場以外における競り売りに係る競り売り届出書の受理					○
第8条第3項	売却する古物に関する事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供し、その買受への申込みを国家公安委員会規則で定める通信手段により受ける方法を用いる競り売りに係る競り売り届出書の受理					○
第12条第1項	行商従事者証又は標識の様式の承認				○	
	行商従事者証又は標識の様式の不承認	○				
第12条第2項	行商従事者証又は標識の様式の承認又は取消しの公示				○	
	行商従事者証又は標識の様式の承認の取消し	○				
第14条の2	仮設店舗における営業の届出の受理					○
第19条の4第1項	古物競りあっせん業者に係る認定申請書の受理					○
第19条の7第1項	古物競りあっせん業者に係る認定の通知及び公示				○	
第19条の7第2項	古物競りあっせん業者に係る不認定の通知				○	
第19条の9第2項	認定古物競りあっせん業者に係る変更届出書の受理					○
第19条の10第1項	認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消し	○				

第19条の10第2項	認定古物競りあっせん業者に係る認定の取消しの公示				○	
第19条の11第1項	外国古物競りあっせん業者に係る認定申請書の受理					○
第19条の12において準用する第19条の7第1項	外国古物競りあっせん業者に係る認定の通知及び公示				○	
第19条の12において準用する第19条の7第2項	外国古物競りあっせん業者に係る不認定の通知				○	
第19条の13第1項	認定外国古物競りあっせん業者に係る廃止又は変更の届出書の受理					○
第19条の14第1項	認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消し	○				
第19条の14第2項において準用する第19条の10第2項	認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消しの公示				○	
第20条	身分を証明する証票の交付				○	
第22条第1項	盗品売買等防止団体に係る承認申請書の受理				○	
第23条	盗品売買等防止団体に係る承認又は不承認	○				
第24条第1項	盗品売買等防止団体に係る承認の通知及び公示				○	
第24条第2項	盗品売買等防止団体に係る不承認の通知				○	
第25条第1項	盗品売買等防止団体に係る変更届出書の受理				○	
第25条第3項	盗品売買等防止団体に係る変更しようとする年月日及び事項の公示				○	
第25条第4項	盗品売買等防止団体に係る変更後の事項を記載した書類の受理				○	
第25条第5項	盗品売買等防止団体に係る業務規程又は情報管理規程の変更の認可				○	

		盗品売買等防止団体に係る業務規程又は情報管理規程の変更の不認可	○				
	第26条第1項	盗品売買等防止団体に係る翌事業年度における事業計画書及び収支予算書の受理				○	
	第26条第2項	盗品売買等防止団体に係る前事業年度における事業報告書及び収支計算書の受理				○	
	第26条第3項	盗品売買等防止団体に対する報告又は資料提出の要求				○	
	第27条	盗品売買等防止団体に係る是正又は改善の勧告			○		
	第28条第1項	盗品売買等防止団体に係る廃止届出書の受理				○	
	第28条第3項	盗品売買等防止団体に係る業務の廃止の公示				○	
	第29条第1項	盗品売買等防止団体に係る承認の取消し	○				
	第29条第2項	盗品売買等防止団体に係る承認の取消しの公示				○	
行商従業者証等の様式の承認に関する規程（平成7年国家公安委員会告示第7号）	第5条	資料提出の要求				○	
	第6条第1項	行商従事者証又は標識の作成・交付事業の廃止の届出の受理				○	
	第7条	行商従事者証等の様式の承認の取消し	○				
		行商従事者証等の様式の承認の取消しの通知				○	
質屋営業法（昭和25年法律第158号）	第2条第1項	質屋営業の許可				○	
	第3条第1項	質屋営業の不許可	○				
	第3条第2項	申請者の意見の聴取及び証拠の提出の許可				○	
	第3条第3項	不許可の通知				○	
	第4条第1項	営業内容の変更の許可				○	
		営業内容の変更の不許可	○				
	第4条第2項	廃業・休業・営業内容変更の届出の受理					○

第4条第3項	死亡の届出の受理					○
第7条第1項	質物の保管設備の基準の制定	○				
第7条第2項	質物の保管設備の基準の制定の告示				○	
第8条第1項	許可証の交付				○	
第8条第2項	許可証の書換え					○
第8条第3項	許可証の亡失又は盗難の届出の受理					○
第8条第4項	許可証の再交付					○
第9条第1項	廃業、許可証の回復又は許可の取消しに係る許可証の返納の受理					○
第9条第2項	死亡に係る許可証の返納の受理					○
第9条第3項	法人の合併以外の事由に因る解散又は合併による消滅に係る許可証の返納の受理					○
第25条第1項	営業の許可の取消し又は営業の停止	○				
第25条第2項	情状による営業の許可の取消し又は営業の停止	○				
第26条第1項	聴聞の実施				○	
第26条第2項	聴聞の実施の通知及び公示				○	
第27条第1項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理				○	
第27条第2項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理				○	
第28条第3項第1号	相続人の承認					○
第28条第5項	質契約終了行為を行う営業所の承認					○

質屋営業法施行規則 (昭和25年総理府令 第25号)	第28条第6項	相続人又は質契約終了行為 を行う営業所の不承認	○				
	第2条第1項	許可申請書の受理					○
	第4条第1項	営業所の移転の許可申請書 の受理					○
	第5条	管理者の新設又は変更の許 可申請書の受理					○
	第6条	廃業の届出の受理					○
	第7条第1項	休業の期間、休業の事由を 記載した届書の受理					○
	第7条第2項	休業期間延長の届出の受理					○
	第7条第3項	質屋営業の再開の届出の受 理					○
	第8条第1項	営業内容変更の届書の受理					○
	第9条	質物の保管設備の変更の届 出の受理					○
	第10条	死亡の届書の受理					○
	第12条	許可証の書換申請書の受理					○
	第14条	許可証の再交付申請書の受 理					○
	第14条の2	返納理由書の受理					○
警備業法(昭和47年 法律第117号)	第4条	警備業の認定			○		
		警備業の不認定	○				
	第5条第1項	認定申請書の受理					○
	第5条第2項	認定の通知				○	
	第5条第3項	不認定の通知				○	
	第7条第2項	認定の更新			○		
		認定の不更新	○				

第7条第3項	認定の不更新の通知				○	
第7条第4項において準用する第5条第1項	認定更新申請書の受理					○
第8条	認定の取消し	○				
第9条	警備業の営業所の設置等に係る届出書の受理					○
第10条第1項	警備業の廃止に係る届出書の受理					○
第11条第1項	警備業の変更に係る届出書の受理					○
第11条第2項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理				○	
第11条第4項において準用する第1項	警備業の変更に係る届出書の受理					○
第12条第1項	認定を受けた者の死亡又は法人の合併による消滅に係る届出書の受理					○
第12条第2項	認定の取消し又は有効期間満了に係る届出書の受理					○
第16条第2項	服装に係る届出書の受理					○
第16条第3項において準用する第11条第1項	服装の変更に係る届出書の受理					○
第17条第1項	護身用具の携帯の禁止又は制限に係る規則の制定	○				
第17条第2項において準用する第16条第2項	護身用具に係る届出書の受理					○
第17条第2項において準用する第11条第1項	護身用具の変更に係る届出書の受理					○
第22条第2項	警備員指導教育責任者資格者証の交付				○	

第22条第4項	警備員指導教育責任者資格者証の不交付				○	
第22条第5項	警備員指導教育責任者資格者証の書換え				○	
第22条第6項	警備員指導教育責任者資格者証の再交付				○	
第22条第7項	警備員指導教育責任者資格者証の返納命令				○	
第22条第8項	現任警備員指導教育責任者講習の実施				○	
第23条第1項	検定の実施				○	
第23条第4項	検定の合格証明書の交付				○	
第23条第5項において準用する第22条第4項	検定の合格証明書の不交付				○	
第23条第5項において準用する第22条第5項	検定の合格証明書の書換え				○	
第23条第5項において準用する第22条第6項	検定の合格証明書の再交付				○	
第23条第5項において準用する第22条第7項	検定の合格証明書の返納命令				○	
第40条	機械警備業務の開始に係る届出書の受理					○
第41条	機械警備業務の廃止又は変更に係る届出書の受理					○
第42条第2項	機械警備業務管理者資格者証の交付				○	
第42条第3項において準用する第22条第4項	機械警備業務管理者資格者証の不交付				○	
第42条第3項において準用する第22条第5項	機械警備業務管理者資格者証の書換え				○	

	第42条第3項において準用する第22条第6項	機械警備業務管理者資格者証の再交付				○	
	第42条第3項において準用する第22条第7項	機械警備業務管理者資格者証の返納命令				○	
	第43条	機械警備業者の即応体制整備の基準の規則の制定	○				
	第46条	警備業者に対する報告又は資料提出の要求				○	
	第47条第1項	立入検査の実施					○
	第48条	警備業者に対する指示				○	
	第49条第1項	営業の停止	○				
	第49条第2項	営業の廃止	○				
	第50条第1項	聴聞の実施				○	
	第50条第2項	聴聞の実施の通知及び公示				○	
	第51条	医師の指定	○				
	航空法（昭和27年法律第231号）	第131条の2の5第9項	保安検査業務の改善に関する命令の協議			○	
		第131条の2の6第4項	預入手荷物検査業務の改善に関する命令の協議			○	
		第134条第5項	報告徴収又は立入検査に伴う協議			○	
	警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）	附則第5条	検定合格者審査の実施			○	
	警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）	第4条第2項	公安委員会が指定する医師の受診の要求			○	
		第9条	認定の通知			○	
		第39条第3項	兼任の警備員指導教育責任者を置くことについての承認			○	

	第42条第1項	警備員指導教育責任者資格者証交付申請書の受理					○
	第43条第1項	警備員指導教育責任者資格者証の書換え申請書及び警備員指導教育責任者資格者証の受理					○
	第43条第3項	警備員指導教育責任者資格者証の再交付申請書の受理					○
	第44条第1項	返納命令書の交付				○	
	第44条第2項	指導教育責任者資格者証、合格証明書及び機械警備業務管理者資格者証の返納の受理					○
	第63条第1項において準用する第42条第1項	機械警備業務管理者資格者証交付申請書の受理					○
	第63条第1項において準用する第43条第1項	機械警備業務管理者資格者証の書換え申請書及び機械警備業務管理者資格者証の受理					○
	第63条第1項において準用する第43条第3項	機械警備業務管理者資格者証の再交付申請書の受理					○
	第63条第2項	公安委員会が指定する医師の受診の要求				○	
	第70条	証明書の交付				○	
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）	第2条	警備員指導教育責任者講習の公示				○	
	第3条第4号	講習の対象として知識及び能力を有すると認める者の認定				○	
	第4条第1項	警備員指導教育責任者講習の受講申込書の受理					○
	第5条第1項	警備員指導教育責任者講習の実施				○	
	第7条第1項	警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付				○	

	第7条第2項	警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付申請書の受理					○
		警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付				○	
	第8条	警備員指導教育責任者講習の課程を修了した者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者の認定				○	
	第10条	現任警備員指導教育責任者講習の通知				○	
	第11条第1項	機械警備業務管理者講習の実施				○	
	第12条第1項	機械警備業務管理者講習修了証明書の交付				○	
	第12条第2項において準用する第7条第2項	機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付申請書の受理					○
		機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付				○	
	第13条において準用する第2条	機械警備業務管理者講習の公示				○	
	第13条において準用する第4条第1項	機械警備業務管理者講習の受講申込書の受理					○
	第14条	機械警備業務管理者講習の課程を修了した者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者の認定				○	
警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）	第2条第6項	路線の認定	○				
	第6条第3項	検定実技試験員の指定				○	
	第7条	検定の公示				○	
	第8条第2号	1級の検定を受けることができる者として知識及び能力を有すると認める者の認定				○	
	第9条第1項	検定申請書の受理					○

	第10条	受検票の交付				○	
	第11条	成績証明書の交付				○	
	第12条第1項	成績証明書書換え申請書の受理					○
		成績証明書の書換え				○	
	第12条第2項	成績証明書再交付申請書の受理					○
		成績証明書の再交付				○	
	第14条第1項	合格証明書交付申請書の受理					○
	第15条第1項	合格証明書書換え申請書及び合格証明書の受理					○
	第15条第3項	合格証明書再交付申請書の受理					○
	附則第9条	検定合格者審査の公示				○	
	附則第10条	検定合格者審査申請書の受理					○
	附則第11条	合格証の書換え申請書及び再交付申請書の受理					○
		合格証の書換え及び再交付				○	
警備員教育を行う者等を定める規程（平成8年国家公安委員会告示第21号）	第1条第4号	基本教育を行うについて十分な能力を有する者の指定				○	
	第3条第5号	業務別教育を行うについて十分な能力を有する者の指定				○	
警備員指導教育責任者講習，現任警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施等に関する規則（平成17年鹿児島県公安委員会規則第18号）	第2条第3項	現任警備員指導教育責任者講習受講申込書の受理				○	
	第3条第1項	講習の講師の指定				○	
	第3条第2項	講師指定書の交付				○	
	第3条第3項	講習の講師の指定の解除及び講師指定解除通知書の交付				○	

警備員等の検定の実施等に関する規則 (平成17年鹿児島県公安委員会規則第19号)	第2条	検定実技試験員指定書の交付				○	
自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)	第12条第3項	防犯登録を行う者の指定	○				
	附則第3項	防犯登録を実施する市町村の区域の指定	○				
自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第12号)	第2条第1項	防犯登録を行う者の指定を受けるための申請書の受理				○	
	第3条第1項	申請書等の変更届出の受理				○	
	第3条第2項	登録業務の実施要領に掲げる事項の変更の承認			○		
	第5条第1項	事業計画書及び収支予算書の受理				○	
	第5条第2項	事業報告書及び収支決算書の受理				○	
	第6条	登録業務に関する報告又は資料の提出の要求				○	
	第7条	指定団体に対する是正又は改善の勧告			○		
	第8条	登録業務の休廃止の承認	○				
	第9条	指定団体の指定の取消し	○				
	第10条	登録業務の休廃止等の書類等の受理				○	
	第11条第1項	登録業務の指定及び変更届出の公示				○	
	第11条第2項	登録業務の休廃止及び指定取消しの公示				○	
特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第12号)	第3条第2項	特定侵入行為の防止を図るための情報の提供、助言・指導の実施、職員の派遣及び援助の実施				○	
	第3条第3項において準用する第2条第2項	援助の措置を受けた者に対する報告又は資料提出の要求				○	

探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）	第4条第1項	探偵業の開始に係る届出書の受理					○
	第4条第2項	探偵業の廃止又は変更に係る届出書の受理					○
	第13条第1項	探偵業者に対する報告若しくは資料提出の要求又は立入検査等の実施					○
	第14条	探偵業者に対する指示				○	
	第15条第1項	営業の停止	○				
	第15条第2項	営業の廃止	○				
探偵業者の営業所に対する立入検査の実施に関する規則（平成19年鹿児島県公安委員会規則第14号）	第2条	警察職員に対する身分証明書の交付				○	
警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則（平成25年鹿児島県公安委員会規則第3号）	第3条	公表の内容の決定	○				
	第5条第1項	他の公安委員会への通知				○	
	第5条第2項	他の公安委員会からの通知の受理				○	
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）	第3条第1項第11号	捕鯨用標識銃等製造事業者の届出の受理					○
	第3条第1項第12号	捕鯨用標識銃等販売事業者の届出の受理					○
	第3条第1項第13号	クロスボウ製造事業者の届出の受理					○
	第3条第1項第14号	クロスボウ販売事業者の届出の受理					○
	第3条第1項第15号	輸出のための刀剣類の製作事業者の届出の受理					○
	第3条第2項	人命救助等の用途に供するため所持の許可を受けた者の監督の下に人命救助等の作業に従事する者の届出の受理					○

第3条第3項	教習射撃場，練習射撃場， 武器製造事業者又は猟銃等 製造事業者等の使用人の届 出の受理					○
第3条の2第2 項	武器等製造法の武器製造事 業者等の使用人の届出の受 理					○
第4条第1項第 1号	猟銃若しくは空気銃又はク ロスボウの所持の許可			○		
第4条第1項第 2号	救命索発射銃，救命用信号 銃，麻醉銃，と殺銃又は捕 鯨砲，もり銃，捕鯨用標識 銃，建設用びょう打銃，建 設用鋼索発射銃その他の産 業の用途に供するため必要 な銃砲の所持の許可				○	
第4条第1項第 2号の2	動物麻醉又は漁業その他の 産業の用途に供するため必 要なクロスボウの所持の許 可				○	
第4条第1項第 3号	政令で定める試験又は研究 の用途に供するため必要な 銃砲等の所持の許可				○	
第4条第1項第 4号	拳銃又は空気拳銃の所持の 許可			○		
第4条第1項第 5号	運動競技用信号銃又は拳銃 の所持の許可				○	
第4条第1項第 5号の2	年少射撃資格者への指導用 空気銃の所持の許可			○		
第4条第1項第 5号の3	クロスボウ射撃資格者への 指導の用途に供するための クロスボウの所持の許可			○		
第4条第1項第 6号	狩猟，有害鳥獣駆除，と 殺，漁業又は建設業の用途 に供する刀剣類の所持の許 可			○		
第4条第1項第 7号	祭礼等の年中行事に用いる 刀剣類その他の刀剣類の所 持の許可			○		

第4条第1項第8号	演劇、舞踊その他の芸能の公演のための銃砲等又は刀剣類の所持の許可			○		
第4条第1項第9号	博覧会その他これに類する催しにおいて展示するための銃砲等又は刀剣類の所持の許可			○		
第4条第1項第10号	博物館その他これに類する施設において展示物として公衆の観覧に供するための銃砲等又は刀剣類の所持の許可			○		
第4条第2項	第4条第1項の許可への条件の付与及び条件の変更(同項第1号、第4号、第5号の2、第5号の3、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号の許可の場合)			○		
	第4条第1項の許可への条件の付与及び条件の変更(同項第2号、第2号の2、第3号及び第5号の許可の場合)				○	
第4条第4項	第4条第1項第4号、第8号及び第9号の許可の期間の制定	○				
	第4条第1項第4号、第8号及び第9号の許可の期間の指定			○		
第4条第5項	法人が代表者等に銃砲等又は刀剣類を所持させる場合の許可(第4条第1項第1号、第4号、第5号の2、第5号の3、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号の許可の場合)			○		
	法人が代表者等に銃砲等又は刀剣類を所持させる場合の許可(第4条第1項第2				○	

	号, 第2号の2, 第3号及び第5号の許可の場合)					
第4条の2第1項	銃砲等又は刀剣類の所持許可申請書の受理					○
第4条の3第1項	認知機能検査の実施					○
第4条の3第2項	認知症の有無について診断する医師の指定	○				
	認知機能検査を受けた者に対する受診命令及び診断書の提出命令					○
第4条の4第1項	所持許可を受けた銃砲等又は刀剣類の確認					○
第4条の4第2項	所持許可を受けた猟銃又は空気銃に対する番号又は記号の打刻命令				○	
第4条の4第3項	所持許可を受けたクロスボウに対する内閣府令で定める表示命令				○	
第5条第1項	銃砲等又は刀剣類の所持許可申請に対する不許可	○				
第5条第2項	認知機能検査を受けず, 又は医師の診断を受けない場合における不許可	○				
第5条第3項	所持しようとする銃砲等が許可の基準に適合しない場合における不許可	○				
第5条第4項	基準に適合する保管設備を有していない場合又は保管の委託をしていない場合における不許可	○				
第5条第5項	許可を受けようとする者の同居親族が, 許可の基準に該当する場合における不許可	○				
第5条の2第1項	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習を受けていない場合又は政令で定める者に	○				

	当たらない場合における不許可					
第5条の2第2項	猟銃の所持許可の基準（年齢及び違法な行為からの経過年数）に該当する場合における不許可	○				
第5条の2第3項	猟銃の所持許可の基準（技能講習修了証明書の交付の有無等）に該当しない場合における不許可	○				
第5条の2第4項	ライフル銃の所持許可の基準に適合しない場合における不許可	○				
第5条の2第5項	ライフル銃の継続期間の特例を満たしていない場合の不許可	○				
第5条の2第6項	空気拳銃所持許可申請に対する不許可	○				
第5条の2第7項	クロスボウの所持許可の基準（講習修了証明書の交付の有無等）に該当しない場合における不許可	○				
第5条の3第1項	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催					○
第5条の3第2項	講習修了証明書の交付					○
第5条の3第3項	講習修了証明書の書換え又は再交付の申請の受理及び書換え又は再交付					○
第5条の3第4項	講習に関する事務の委託					○
第5条の3の2第1項	クロスボウの取扱いに関する講習会の開催					○
第5条の3の2第2項	講習修了証明書の交付					○
第5条の3の2第3項	講習修了証明書の書換え又は再交付の申請の受理並びに書換え及び再交付					○

第5条の3の2 第4項	講習に関する事務の一部委託					○
第5条の4第1項	猟銃の指定及び技能検定の実施				○	
第5条の4第2項	技能検定合格証明書の交付				○	
第5条の4第3項において準用する第4条の2第1項	技能検定申請書の受理					○
第5条の4第3項において準用する第5条の3第3項	技能検定合格証明書の書換え及び再交付の申請の受理並びに書換え又は再交付					○
第5条の5第1項	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施				○	
第5条の5第2項	技能講習修了証明書の交付				○	
第5条の5第3項において準用する第5条の3第3項	技能講習修了証明書の書換え及び再交付の申請の受理並びに書換え又は再交付					○
第5条の5第4項	技能講習に関する事務の委託				○	
第6条第1項	国際競技に参加する外国人の当該競技に用いる銃砲等又は刀剣類の所持の許可				○	
第6条第2項	国際競技に参加する外国人の当該競技に用いる銃砲等又は刀剣類の所持許可の期間の指定				○	
第6条第3項において準用する第4条の2第1項	国際競技に参加する外国人の当該競技に用いる銃砲等又は刀剣類の所持許可申請の受理				○	○
第7条第1項	許可証の交付及び記載				○	
第7条第2項	許可証の書換え及び再交付					○

	の申請の受理並びに書換え又は再交付					
第7条の3第1項	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の更新申請の受理					○
第7条の3第2項	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の更新				○	
	猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の不更新	○				
第7条の3第3項において準用する第4条の2第1項	許可更新申請書の受理					○
第7条の3第3項において準用する第4条の3第1項	認知機能検査の実施					○
第7条の3第3項において準用する第4条の3第2項	認知症の有無について診断する医師の指定	○				
	認知機能検査を受けた者に対する受診命令及び診断書の提出命令					○
第8条第2項	許可証の返納の受理					○
第8条第3項	許可が失効し、又は取り消された場合における届出の受理及び許可事項の抹消					○
第8条第4項	許可を受けた者が死亡した場合の許可証の返納の受理					○
第8条第5項	許可を受けた外国人による許可証の返納の受理					○
第8条第7項	許可が失効した場合における銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置					○
第8条第8項	失効により仮領置した銃砲等又は刀剣類の返還申請の受理及び返還					○

第8条第9項	失効により仮領置した銃砲等若しくは刀剣類の売却又は廃棄				○	
第8条第10項	失効により仮領置した銃砲等又は刀剣類の売却代金の交付				○	
第8条の2第2項	失効による拳銃及び拳銃部品の提出命令並びに仮領置					○
第8条の2第3項	失効により仮領置した拳銃部品の返還申請の受理及び返還					○
第8条の2第4項において準用する第8条第9項	仮領置した拳銃部品の売却又は廃棄				○	
第8条の2第4項において準用する第8条第10項	仮領置した拳銃部品の売却代金の交付				○	
第9条第3項	猟銃等販売業者等による許可証の返納の受理					○
第9条の2第1項	指定射撃場の指定申請の受理				○	
	指定射撃場の指定	○				
第9条の2第2項	指定射撃場の指定の解除	○				
第9条の3第1項	猟銃等射撃指導員の指定申請の受理				○	
	猟銃等射撃指導員の指定				○	
第9条の3第2項	猟銃等射撃指導員の指定の解除	○				
第9条の3の2第1項	クロスボウ射撃指導員の指定申請の受理				○	
	クロスボウ射撃指導員の指定				○	
第9条の3の2第2項	クロスボウ射撃指導員の指定の解除	○				

第9条の4第1項	教習射撃場指定申請の受理				○	
	教習射撃場の指定	○				
第9条の4第2項	教習射撃指導員の選任及び解任届出の受理				○	
	教習射撃指導員の解任の命令	○				
第9条の5第2項	教習資格認定申請の受理及び認定並びに認定証の交付					○
	教習資格認定の不認定	○				
第9条の5第3項	教習資格の認定の取消し	○				
	教習資格認定証の返納の受理					○
第9条の5第4項において準用する第4条の2第1項	教習資格認定申請書の受理					○
第9条の5第4項において準用する第5条の3第3項	教習資格認定証の書換え又は再交付の申請の受理及び書換え又は再交付					○
第9条の6第2項	教習用備付け銃の届出及び変更届出の受理				○	
第9条の6第3項	教習用備付け銃に対する番号又は記号の打刻命令					○
第9条の7第3項	教習用備付け銃の保管の設備又は方法の改善命令及びその他の命令	○				
第9条の8第1項	教習射撃場の指定の解除及び教習修了証明書の交付の禁止	○				
第9条の8第2項	教習射撃場の指定の解除	○				
第9条の8第3項	教習用備付け銃の提出命令及び仮領置					○
第9条の8第4項	仮領置した教習用備付け銃の返還申請の受理及び返還					○